

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和6年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	①妊娠届に基づく妊産婦への保健指導、乳幼児への保健指導 ②出生届に基づく産婦、新生児(未熟児を含む)への訪問指導 ③妊娠届及び妊婦健診・乳幼児健診の管理 番号法の別表第二に基づいて、弘前市は母子保健に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	○健康管理システム ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健師業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 母子保健係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-1②事務の概要	妊産	妊産婦	事後	
令和1年6月26日	I-1②事務の概要	出生通知	出生届	事後	
令和1年6月26日	I-5①部署	健康づくり推進課	健康増進課	事後	
令和1年6月26日	I-5②所属長	健康づくり推進課長	健康増進課長	事後	
令和1年6月26日	I-7請求先	経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当	企画部 法務文書課 法務文書係	事後	
令和1年6月26日	I-8連絡先	健康福祉部 健康づくり推進課 母子保健担当	健康こども部 健康増進課 母子保健担当・育児支援担当	事後	
令和1年12月27日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】なし 【情報提供】56の2 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第30条第8項	○番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第30条第8項、第38条の3	事前	
令和3年3月11日	I-2特定個人情報ファイル名	母子管理ファイル、乳幼児健診ファイル、妊婦相談・指導業務、産婦相談・指導業務、乳幼児相談業務、こんにちは赤ちゃん事業業務	保健師業務ファイル	事後	
令和3年12月20日	I-1③システムの名称	○健康管理システム ○団体内統合宛名システム ○中間サーバーコネクタ ○中間サーバー ○サービス検索・電子申請機能	○健康管理システム ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー	事後	
令和3年12月20日	I-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 第49項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第40条第1、2、3、4、5、6、7、8、10項	○番号法第9条第1項 別表第一 第49項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）第30条第8項、第38条の3	○番号法第19条第8号及び別表第二【情報照会】69の2 【情報提供】56の2、69の2	事後	
令和3年12月20日	I-7請求先	TEL 0172-35-1137	TEL 0172-40-0205	事後	
令和3年12月20日	II-1いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月20日	II-2いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和3年11月1日	事後	
令和5年2月17日	I-8連絡先	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 母子保健担当	弘前市役所 健康こども部 健康増進課 母子保健係	事後	
令和5年2月17日	II-1いつ時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和5年2月17日	II-2いつ時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和6年3月11日	II-1いつ時点の計数か	令和4年11月1日	令和5年11月1日	事後	
令和6年3月11日	II-2いつ時点の計数か	令和4年11月1日	令和5年11月1日	事後	